

「土砂等の埋立て等及び採取の規制に関する条例（仮称）」骨子案の概要

	土砂等の埋立て等	土砂等の採取
目的	○県、事業者、 土地の所有者の責務 を明らかにするとともに、土砂等による埋立て等及び土砂等の採取の適正化を図り、災害の発生防止及び生活環境の保全に資する	
対象事業	○埋立て等区域の面積が 3,000 m²以上	○採取面積が 1,000 m²以上 又は土砂等の採取量が 2,000 m³以上
規制内容	○許可制とし、許可基準は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・構造上の基準等への適合 ・環境基準を満たさない土砂等の使用禁止 ・適切な埋立て方法による災害防止措置、生活環境保全措置(騒音・振動対策)がなされること ・土地の所有者の同意があること ・欠格要件に該当しないこと など 	○認可制とし、認可基準は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・適切な採取方法による災害防止措置、生活環境保全措置(騒音・振動対策)がなされること ・土地の所有者の同意があること など
許認可期間	○ 最長3年	
市町村への対応	○県は、許可の申請があった場合、事業の実施に関し該当する 市町村長へ通知し、市町村長から意見聴取 を行う	○県は、認可の申請があった場合は、該当する 市町村長へ通知
周辺住民への対応	○申請前に 説明会、回覧板等 により、 周辺地域の住民 に対し計画内容を周知 ○土砂等の埋立て者の氏名や区域規模等を記載した 標識の掲示	○土砂等採取者の氏名や区域規模等を記載した 標識の掲示
報告徴収・立入検査	○ 土砂等の搬入量の報告 （埋立てのみ） ○帳簿、申請関係書類等を管理事務所に備え置き、求めに応じ開示（埋立てのみ） ○県は、事業者に対して、業務に関し報告させることが可能 ○県は、 職員による事務所等への立入検査、関係書類の検査等 が可能	
命令等	○必要な措置の 命令、停止命令、災害防止命令、許可（認可）取消し	
罰則	○ 懲役及び罰金 （2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）	○ 懲役及び罰金 （6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金）
手数料	○許可申請手数料を徴収予定	○認可申請手数料を徴収予定
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体その他規則で定める者（例：中日本高速道路株式会社）が行う土砂等の埋立て等・採取 ・法令もしくは条例又はこれらに基づく許認可による土砂等の埋立て等・採取 ・その他規則で定める土地の埋立て等（例：施設の本来の機能を維持するための軽易な行為（運動場等の軽修繕）） など 	